

令和6年度処遇改善手当について（特別養護老人ホーム旭水荘）

令和6年5月まで（計：12.6%）

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ（8.3%）
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）
- ・介護職員等ベースアップ支援加算（1.6%）

令和6年6月より（※1.4%アップ）

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.0%）



配分方法

1. 令和6年在籍非常勤職員の平成31年4月から令和6年4月の時給増額分

- ・各職員の増額分×その月の労働時間の合計

2. 介護職員処遇改善手当分（8.3%→9.5%）

- ・介護職員（常勤・非常勤）に支給
- ・新規採用職員は1日籍月より支給（例：4/8採用の場合、5月提供分より支給）

①	昇給分	令和6年在籍介護職員の平成27年～令和6年の昇給分
②	賞与増額分	令和6年在籍介護職員の令和元年から令和5年の賞与増額分
③	夜勤手当増額分	1,650円/回 ※H28.4.1より5,350円から7,000円に増額
④	法定福利費	原資から①、②を引いた額の12.5%
⑤	1階夜勤手当	1,000円/回 ※1階の夜勤者
⑥	介護福祉士手当	5,000円/月 ※非常勤は常勤換算数を乗じた額
⑦	個浴手当	500円/回 ※午前・午後を各1回とする
⑧	常勤職員手当	原資から①～⑦を引いた額を職員数で割った額
⑨	非常勤職員手当	⑧の額に常勤加算数を乗じた額

3. 特定処遇改善相当（2.7%→3.0%） ※常勤職員（正職・嘱託）で2年目以降に支給

- ・常勤職員（正職・嘱託）に支給
- ・2年目から支給（起算日は4月1日）

①グループ：勤務年数10年以上の介護福祉士有資格者（他施設経験は介護福祉施設のみ80%）

②グループ：①以外の介護職員、その他の職員（年収制限なし）

※①②グループの配分額が2：1になるように配分

①	法定福利費	各グループの原資額の12.5%
②	特定処遇改善手当	各グループの原紙から①を引いた額を職員数で割った額

4. ベースアップ相当（1.6%→1.5%）

- ・常勤職員（正職・嘱託）に支給
- ・新規採用職員は1日籍月より支給（例：4/8採用の場合、5月提供分より支給）

①	法定福利費	原資額の12.5%
②	ベースアップ手当	原紙から①を引いた額を職員数で割った額